

○名寄市立大学競争的研究資金等取扱規程

平成28年3月16日

(目的)

第1条 名寄市立大学(以下「本学」という。)における競争的研究資金等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的として、本規程を制定する。

(適用範囲)

第2条 競争的研究資金等の運営及び管理については、関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほかは、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 本規程において、「競争的研究資金等」とは国、地方公共団体又は独立行政法人等の公的機関から配分される競争的研究資金を中心とした公募型の研究資金及びそれらが配分された学外の機関との研究資金を原資とした受託研究又は共同研究により本学に受け入れた資金をいう。

(管理責任体制)

第4条 本学の競争的研究資金等を適正に運営並びに管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(1)最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的研究資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

(2)統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、保健福祉学部長をもって充てる。

(3)コンプライアンス推進責任者は、競争的研究資金等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。

(誓約書の提出)

第5条 競争的研究資金等の運営・管理に係る全ての構成員は、最高管理責任者に対し誓約書(別記様式)を提出しなければならない。誓約書の提出を競争的資金等の申請の要件とし、提出がない場合は競争的研究資金等の管理・運営に係ることができないものとする。

(内部監査)

第6条 本学における競争的研究資金等の執行・管理及び事務処理手続きについて、内部監査を実施する。

2 内部監査の実施については、事務局総務課が担当する。

(発注・検収確認業務窓口の設置)

第7条 本学における物品等の発注及び適正な受入の完了確認を行うため、事務局に発注・検収確認業務窓口を置く。

2 教職員等は、競争的研究資金等による固定資産及び物品の調達を行う場合、原則として発注・検収確認業務窓口はその調達を依頼し、同窓口による検収を受けるものとする。研究者による発注は一定金額以下のものについては認めることとし、その基準については別に定める。

3 固定資産及び物品の調達依頼又は発注をする者は、発注段階で支出財源の特定を行う。

4 発注・検収確認業務窓口は、予算執行の状況を停滞なく把握する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題がある場合には改善策を講じる。

5 発注・検収確認業務窓口は、換金性の高い物品については、競争的研究資金等で購入したことを明示し、物品の所在が分かるよう記録する。

(旅費・謝金等の事実確認)

第8条 旅費・謝金等研究費の執行に係る事実確認は、事務局総務課が担当する。

2 事実確認にあたっては、事務局長を責任者とし、競争的研究資金の事実確認処理の実質的な責任と権限を有する。

(業者等への対応)

第9条 統括管理責任者は、業者等に本学の規則等を説明し、一定の取引実績や本学におけるリスク要因や実効性を考慮した上で、次の事項が記載された誓約書の提出を求める。

(1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと

(2) 内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること

(3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと

(4) 研究者から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

(相談窓口の設置)

第10条 本学における競争的研究資金等に係る事務処理手続及び使用等に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、事務局総務課に相談窓口を置く。

2 相談窓口は、本学における競争的研究資金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努める。

(リスクアプローチ監査)

第11条 競争的研究資金の不正リスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。

2 リスクアプローチ監査は、次の各号の内容を調査する。

(1) 出張者とのヒアリングを含めた実態調査

(2) 物品等の現物確認

(3) 書面調査及び取引業者への納入実態調査

(4) その他不正防止に関する必要な調査

3 リスクアプローチ監査は、事務局総務課が担当する。

(名寄市監査委員会との連携)

第12条 事務局総務課は、名寄市監査委員会と相互に連携して、監査の効果が発揮できるように努めなければならない。

(疑義の裁定)

第13条 この規程の施行に際し、疑義が生じた場合には学長の裁定による。

(その他)

第14条 本規程の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

名寄市立大学長 殿

誓約書

私は、名寄市立大学の職員として、研究費の使用に当たっては、以下の事項を遵守することをここに誓います。

記

1. 大学の管理すべき研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究計画等に基づき、適正かつ計画的・効率的に使用すること。
2. 研究費の使用に当たり、当該研究費の配分機関が定める各種要項及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たすこと。
3. 研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めること。
4. 職員相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用防止に努めること。
5. 研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう行動すること。

平成 年 月 日

氏名